

立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更 について（東京都決定）

・計画書	P. 1 ~ P. 2
・総括図	P. 3
・計画図	P. 4

立川都市計画道路の変更（東京都決定）

立川都市計画道路中、3・3・30号立川東大和線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・30	立川東大和線	立川市羽衣町二丁目	東大和市多摩湖六丁目	立川市柏町三丁目	約8,060m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差13箇所 東日本旅客鉄道中央本線及び西武鉄道拝島線と立体交差	
	車線の内訳		4車線			約3,770m					
						約3,690m					
	その他		なお、東大和市立野二丁目地内に地積約3,400㎡の交通広場を設ける。								
3・2・10	緑川通り線	立川市富士見町二丁目	立川市曙町三丁目	立川市曙町二丁目	約1,910m	地表式		30m	幹線街路と平面交差6箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

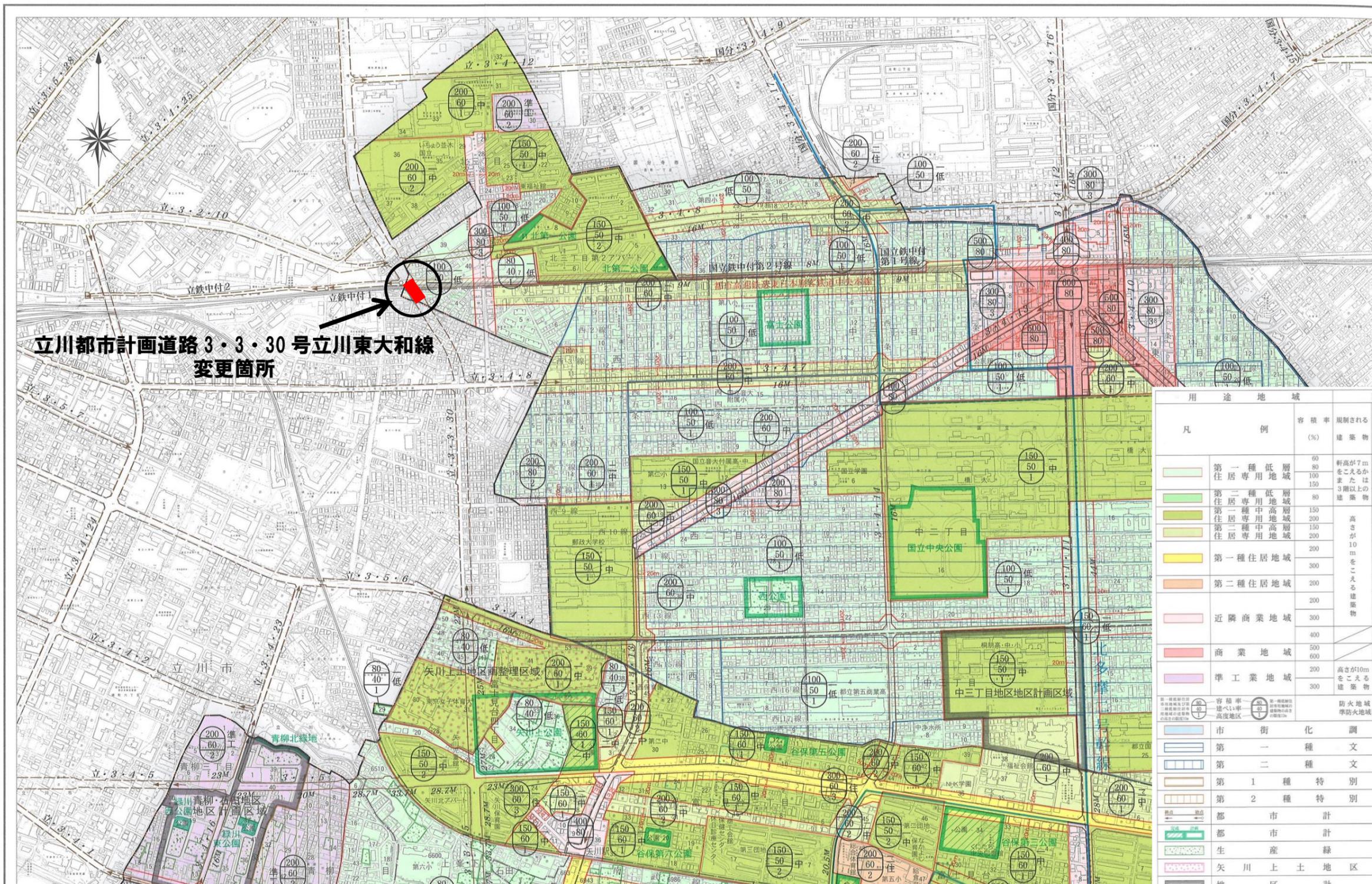
理由：交通の円滑化を図るため、既に高架化されている東日本旅客鉄道中央本線との交差部の構造及び一部幅員を変更する。

また、3・3・30号立川東大和線の事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

名 称	変 更 事 項
<p>3・3・30号 立川東大和線</p>	<p>1 構造の変更 東日本旅客鉄道中央本線との交差部の構造の変更 2 一部幅員の変更 20.7～33.7m → 28m 立川市羽衣町二丁目～立川市曙町三丁目 延長約700m 3 一部区域の変更（隅切り） 立川市曙町三丁目及び国立市北三丁目地内 4 一部車線の数の決定 4車線 立川市羽衣町二丁目～立川市幸町五丁目 延長約3,770m 2車線 立川市幸町五丁目～東大和市多摩湖六丁目 延長約3,690m</p>
<p>3・2・10号 緑川通り線</p>	<p>1 支線1の廃止 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の構造の変更に伴い 2 終点位置の変更 立川市曙町三丁目 → 立川市曙町三丁目 3 延長の変更 約1,950m → 約1,910m</p>

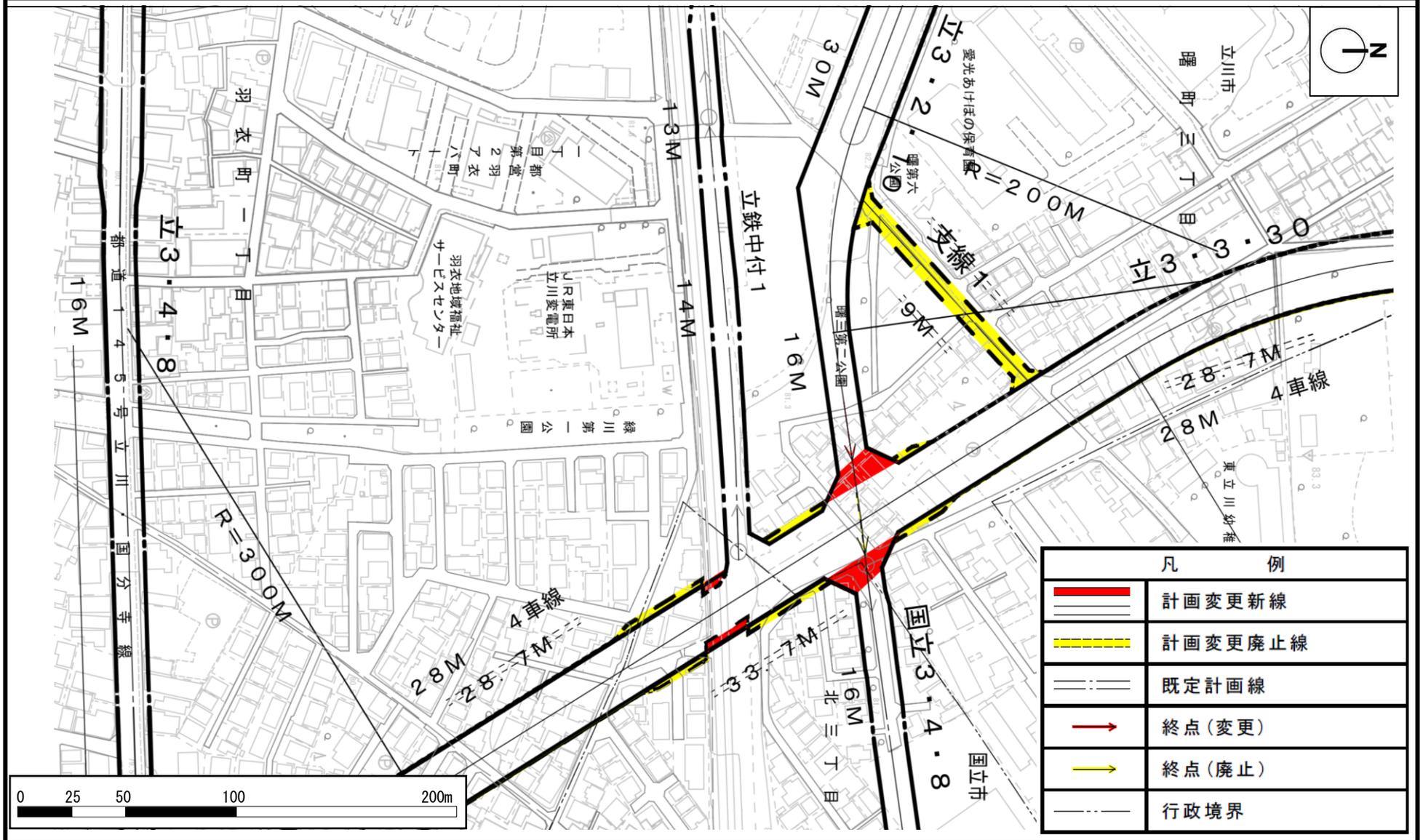
平成二十九年三月現在



用途地域	容積率 (%)	日影規制		
		規制される建築物	規制される日影時間 (敷地境界線から5mをこえる範囲)	測定水平面の高さ
第一種低層住居専用地域	60	軒高が7m以上	(-) 3時間以上	1.5m
第二種低層住居専用地域	80	高さ10mをこえる建築物	(-) 3時間以上	1.5m
第一種中高層住居専用地域	150	高さ10mをこえる建築物	(-) 3時間以上	4.0m
第二種中高層住居専用地域	200	高さ10mをこえる建築物	(-) 3時間以上	4.0m
第一種住居地域	200	高さ10mをこえる建築物	(-) 4時間以上	4.0m
第二種住居地域	300	高さ10mをこえる建築物	(-) 5時間以上	4.0m
近隣商業地域	400	高さ10mをこえる建築物	(-) 4時間以上	4.0m
商業地域	500	高さ10mをこえる建築物	(-) 5時間以上	4.0m
準工業地域	200	高さ10mをこえる建築物	(-) 4時間以上	4.0m
	300	高さ10mをこえる建築物	(-) 5時間以上	4.0m

市街化調整区域	市街化調整区域
第一種文教地区	第一種文教地区
第二種文教地区	第二種文教地区
第一種特別工業地区	第一種特別工業地区
第二種特別工業地区	第二種特別工業地区
都市計画道路	都市計画道路
都市計画公園	都市計画公園
生産緑地地区	生産緑地地区
矢川上土地地区画整理区域	矢川上土地地区画整理区域
地区計画区域	地区計画区域
流域下水道幹線	流域下水道幹線
都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線	都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線
その他の都市施設	その他の都市施設





「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（28都市基交第384号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「(承認番号) 28都市基街都第139号、平成28年8月8日」注) この図面は、平成24年に実施した航空測量を基に作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。